

インフォメーション

令和 8 年 2 月 2 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

令和 8 年度税制改正大綱② 地方税関係について

令和 8 年度の税制改正大綱のうち、地方税関係の概要は以下のとおりです。

【1】個人住民税

(1) 個人住民税の控除等

- ①給与所得控除の最低保障額を **74 万円**（現行：65 万円）に引き上げる。
- ②ひとり親控除の控除額を **33 万円**（現行：30 万円）に引き上げる。

(2) ふるさと納税制度の見直し

- ①特例控除額について、**193 万円を上限**として新たに設定
給与収入が 1 億円以上の高所得者が制限の対象で、令和 9 年寄附分から
適用する。
- ②寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を 60% 以上と設定し
使途を公表する。
- ③対象となる地方団体の指定取消期間を 3 年以内とするとともに、最大
5 年前の違反事案について取消対象とする。

【2】自動車関係諸税

(1) 環境性能割の廃止

自動車取得時に課される環境性能割について、**2026 年 3 月末**で廃止する。

(2) 自動車税及び軽自動車税のあり方

電気自動車（E V・F C V）の乗用車に最低税率（自家用：25,000 円）を
一律に適用する自動車税の取扱いを見直し、電気自動車の乗用車に対して
車両重量に応じた課税方式を導入する。（令和 10 年度以後の新車から導入）

(3) 軽油引取税の廃止

軽油引取税の当分の間税率を令和 8 年 4 月 1 日に廃止する。

【3】その他の税負担軽減措置

(1) 新築住宅に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

床面積要件の下限を **40 m²以上**（現行：50 m²以上）に引き下げるとともに
一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った
上で適用期限を 5 年延長する。

(2) 大胆な設備投資の促進に向けた税制

法人において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、
法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講じる。